

# 山梨県公報

第二千四百九十号

平成二十七年

三月五日

木曜日

## 目次

### 告示

- 県営土地改良事業計画の決定……………一三三
- 道路の供用開始……………一三三
- 河川区域の指定の一部改正……………一三三
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………一四四

### 公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………一四四
- 随意契約の相手方の決定について……………一四四
- 特定計量器の定期検査の実施……………一四四
- 争議行為予告通知の受理……………一四六
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(二件)……………一四七
- 公共測量の終了……………一四八
- 都市計画の決定図書の縦覧……………一四八
- 都市計画の変更図書の縦覧……………一四八
- 開発行為に関する工事の完了について……………一四八
- 人事委員会……………一四八
- 第八十五回(平成二十七年年度)山梨県警察官A採用試験の実施について……………一四八

## 告示

### 山梨県告示第五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(農地整備事業「畑地帯担い手支援型」一宮南部地区)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。  
平成二十七年三月五日

山梨県知事 後藤 斎

一 縦覧書類  
県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間  
平成二十七年三月六日から同年四月二日まで

三 縦覧場所  
笛吹市役所

四 異議申立期間  
平成二十七年四月三日から同年四月十七日まで

### 山梨県告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年三月二十六日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十七年三月五日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	四一一号	甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の四一〇地先から甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の一地先まで	六四・四	平成二十七年三月五日

### 山梨県告示第五十六号

一級河川竜安寺川に係る河川区域の指定(平成六年山梨県告示第三百十一号)の一部を次のように改正する。  
平成二十七年三月五日

山梨県知事 後藤 斎

第一号図に係る区域を次のように変更する。  
〔「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。〕

### 山梨県告示第五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日  
平成二十七年三月五日
- 二 指定道路の位置  
南アルプス市下宮地字滝沢通五百九十三番四・五百九十五番十四
- 三 指定道路の幅員  
最大幅員六・七七メートル 最小幅員六・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長  
六十九・七四メートル

## 公 告

### ● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年二月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人めぐみ園
  - 2 代表者の氏名 渡邊 恵子
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県西八代郡市川三郷町
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は、精神障害者をはじめとするすべての障害者、高齢者、社会的弱者等に対して、地域の中で暮らしやすい環境を作るため、小規模作業所の運営等による職業体験、就労の場を提供する事業を行い、障害者等の自立支援及び社会復帰の促進並びに地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十七年二月二十七日から同年四月二十六日まで

### ● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年三月五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
  - (一) 名称 総合的行政文書管理システムのサーバOSバージョンアップに伴うシステム改修作業及び統合サーバへの移行作業業務
  - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
  - (一) 名称 山梨県総務部私学文書課
  - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十七年二月十六日
- 四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所
  - (一) 名称 日本電気株式会社甲府支店
  - (二) 住所 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号
- 五 契約金額 五千六十七万六千八百四十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 総合的行政文書管理システムの開発業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号該当）

### ● 特定計量器の定期検査の実施

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成二十七年定期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十七年三月五日

山梨県知事 後 藤 齋

対象となる 特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関

非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五号）第五号第一号又は第二号に掲げるものを除く。）  
、分銅及び  
おもり

平成二十七年四月六日	午前十時から午後三時まで	J Aこま野八田共選所	南アルプス市	一般社団法人山梨県計量協会
平成二十七年四月七日	同	J Aこま野在家塚共選所購買店舗	同	同
平成二十七年四月九日	同	J Aこま野飯野支所	同	同
平成二十七年四月十三日	同	J Aこま野百田支所経済店舗	同	同
平成二十七年四月十四日	同	同	同	同
平成二十七年四月十六日	同	J Aこま野西野共選所	同	同
平成二十七年四月十七日	同	同	同	同
平成二十七年四月二十日	同	南アルプス市役所甲西支所	同	同
平成二十七年四月二十一日	午前十時から正午まで	南アルプス市役所若草支所	同	同
同	午後一時半から午後三時まで	南アルプス市芦安農林漁業者等健康管理セン	同	同

平成二十七年五月十三日	午前十時から午後三時まで	J Aこま野櫛形共選所	同	同
平成二十七年四月二十八日	同	昭和町中央公民館	昭和町	同
平成二十七年五月八日	午前十一時から午後三時まで	丹波山村役場	丹波山村	同
平成二十七年五月十一日	同	小菅村役場	小菅村	同
平成二十七年五月十二日	午前十時半から午後三時まで	上野原市島田コミュニティセンター	上野原市（旧秋山村を除く。）	同
平成二十七年五月十四日	午前十時半から正午まで	J Aクレイン桐原支店	同	同
同	午後一時半から午後三時まで	上野原市役所西原出張所	同	同
平成二十七年五月十五日	午前十時半から正午まで	上野原市役所甲東出張所	同	同
同	午後一時半から午後三時まで	上野原市役所大目出張所	同	同
平成二十七年五月十八日	午前十時半から午後三時まで	上野原市商工会館	同	同

平成二十七年 五月十九日	同	上野原市役 所本庁舎	同	同	同
平成二十七年 五月二十一日	午前十時から 午後三時まで	甲斐市敷島 総合文化会 館	甲斐市（ 旧双葉町 ）を除く。	同	同
平成二十七年 五月二十二日	午前十時から 正午まで	甲斐市竜王 武道館	同	同	同
同	午後一時半か ら午後三時ま で	甲斐市竜王 中部公民館	同	同	同
平成二十七年 五月二十五日	午前十時から 午後三時まで	中央市立玉 穂総合会館	中央市（ 旧豊富村 ）を除く。	同	同
平成二十七年 五月二十六日	同	同	同	同	同
平成二十七年 五月二十七日 から平成二十 八年三月三十 一日まで（山 梨県の休日を 定める条例（ 平成元年山梨 県条例第六号 ）に定める県 の休日を除く 。）	午前九時から 午後四時まで	特定計量器 の所在の場 所（特定計 量器検定検 査規則（平 成五年通商 産業省令第 七十号）第 三十九条第 一項各号の いずれかに 該当する場 合	今期検査 を実施す る区域全 般	同	同

皮革面積計	平成二十七年 五月二十七日 から平成二十 八年三月三十 一日までの間 で、個別に県 の指定する日	同	山梨県計量 検定所（平 成二十七年 五月二十六 日まで）に検 査を受けな かった場合 に限る。）	同	合に限る。 ）
	平成二十七年 五月二十七日 から平成二十 八年三月三十 一日まで（山 梨県の休日を 定める条例に 定める県の休 日を除く。）	午前九時から 午後四時まで	特定計量器 の所在の場 所（特定計 量器検定検 査規則第三 十九条第一 項各号のい ずれかに該 当する場合 に限る。）	甲府市を 除く県下 全域	山梨県計量検 定所

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 争議行為予告通知の受理  
労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長岩瀬千佳から次のとおり争議行為を行う旨平成二十七年二月十八日付けで通知があった。  
平成二十七年三月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 事件  
次の要求事項解決のため  
1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉・介護労働者の大幅増員。  
2 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反

対。

3 長時間・交代制勤務反対。夜勤交代制労働者の「一日八時間以内、週三十二時間、勤務間隔十二時間以上」勤務実現。

二 日時

平成二十七年三月十二日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所

笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 御坂共立診療所

笛吹市御坂町八千歳五百三十五番地の一 御坂共立歯科診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所

南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の一 ますほ共立診療所

甲府市飯田三丁目一番三十五号 共立高等看護学院

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 甲府訪問看護ステーション

すずかけ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 ヘルパーステーションすずかけ

かけ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 共立介護支援センター

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 訪問看護ステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 ヘルパーステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 居宅介護支援事業所あらぐさ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 東八訪問看護ステーションほほえみ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 ヘルパーステーションほほえみ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 居宅介護支援事業所ほほえみ

笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 御坂八代訪問看護ステーションたんぽぽ

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション

甲斐市富竹新田四百一番地の四 訪問看護ステーションやすらぎ

甲斐市富竹新田四百一番地の四 ヘルパーステーションやすらぎ

甲斐市富竹新田四百一番地の一 居宅介護支援事業所やすらぎ  
甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 甲府市中央地域包括支援センター

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立デイサービスいきやり

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 通所介護事業所ふれあい

南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の一 ますほ共立診療所デイサービスふると

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 共立診療所さるはし

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 居宅介護支援事業所さるはし

大月市猿橋町殿上四百二番地の一 共立デイサービスとのうえ

甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ

南アルプス市桃園三百七十九番地 デイサービスももその

南アルプス市桃園三百七十九番地 ショートステイももその

甲府市宝一丁目四番十六号 共立介護福祉センターわかまつ西

以上の病院、診療所及び介護事業所の全部又は一部の職場。

四 概要

三に掲げる場所において、全体的又は部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び重症患者のための保安要員については、必要に応じて配置する。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年三月五日  
山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十七年二月二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 マサキトヨー住器株式会社

2 主たる営業所の所在地 大月市大月町真木千七百七十四番地

3 代表者の氏名 代表取締役 正木藤仁

三 許可番号 山梨県知事許可（般一―二―）第七五五七号

四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十七年一月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年三月五日

山梨県知事 後 藤 斎

一 処分をした年月日 平成二十七年二月二十三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 有限会社平野工務店

2 主たる営業所の所在地 甲斐市竜地字池久保四千三百二十三番地一

3 代表者の氏名 破産管財人 後藤光利

三 許可番号 山梨県知事許可（般一四）第七一二四号

四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十七年二月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により西桂町から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月五日

山梨県知事 後 藤 斎

一 測量の種類 公共測量（都市計画基本図作成）

二 測量の地域 南都留郡西桂町指定区域

三 測量の期間 平成二十六年六月二十三日から平成二十七年二月十二日まで

● 都市計画の決定図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により笛吹市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十七年三月五日

山梨県知事 後 藤 斎

一 都市計画の種類  
笛吹川都市計画緑地  
（境川寺尾緑地）

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により韮崎市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十七年三月五日

山梨県知事 後 藤 斎

一 都市計画の種類

韮崎都市計画下水道  
（韮崎市公共下水道）

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年三月五日

山梨県知事 後 藤 斎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

韮崎市大草町若尾字本滝一〇の四の一部、一一〇の五の一部、一一〇の六の一部、一一四、一一五、一一八の四の一部及び一一八の四の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

韮崎市水神町一丁目三番一号 韮崎市長 内藤 久夫

## 人事委員会

● 第八十五回（平成二十七年年度）山梨県警察官A採用試験の実施について  
第八十五回（平成二十七年年度）山梨県警察官A採用試験を次のとおり実施する。

平成二十七年三月五日

山梨県人事委員会  
委員長 石川善一

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	区分	採用予定人員	職務内容
警察官A	男性	66名	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。
	女性	4名	

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 年齢、性別、学歴及び勤務開始日

試験職種	区分	年齢及び性別	学歴	勤務開始日
警察官A	男性	昭和60年4月2日以後に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成28年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者	原則として、平成28年4月1日 既卒者で、勤務可能な者は、平成27年10月1日に採用する場合もある。
	女性	昭和60年4月2日以後に生まれた女性		

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
- ・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ・ 外国における大学等を卒業(通算修学年数が16年以上となるものに限る。)した者又は卒業見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者(次のいずれかに該当する者等)

- ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者



3 試験案内の配布及び受付期間等

- (1) 試験案内配布開始日 平成27年3月19日(木)  
 (2) 受付場所、受付期間及び受付時間

区分	受付場所・送付先	受付期間	受付時間等
持参	山梨県内各警察署	平成27年3月19日(木)から平成27年4月17日(金)まで(土曜日、日曜日を含む。)	午前8時30分から午後5時15分まで
		平成27年3月19日(木)から平成27年4月17日(金)まで(土曜日、日曜日を除く。)	
郵送	山梨県警察本部警務課	平成27年3月19日(木)から平成27年4月17日(金)まで	平成27年4月17日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。
インターネット		平成27年3月19日(木)から平成27年4月10日(金)まで	平成27年4月10日(金)の午後5時15分までに受信したものに限り。[期間中常時受付]

4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	平成27年5月10日(日) (教養試験・論文試験) (受付時間) 午前8時30分から午前8時50分まで	甲府市内 (試験会場は、決定次第、山梨県ホームページ等に公表するとともに、受験票に明記して受験者に通知する。)
第2次試験	平成27年5月23日(土) (集団面接)	山梨県職員研修所 (甲府市住吉二丁目1-17)
	平成27年5月24日(日) (適性検査・身体検査(1回目)・体力試験)	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
第3次試験	平成27年6月22日(月)～6月23日(火) のうち指定する1日 (身体検査(2回目))	山梨病院 (甲府市朝日三丁目11-16)
	平成27年7月7日(火)～7月8日(水) のうち指定する1日 (個別面接)	山梨県職員研修所

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内容			
第1次試験	教養試験	40点	<p>警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。</p> <p>【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、 数的推理、資料解釈</p> <p>【試験時間】150分</p>			
	資格加点	<table border="1"> <tr> <td>武道</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>英語</td> <td>5点</td> </tr> </table>	武道	5点	英語	5点
武道	5点					
英語	5点					
第2次試験	身体検査（1回目）	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて検査を行う（検査項目別掲2）。			
	体力試験	20点	<p>職務遂行上必要な体力について実地試験を行う。</p> <p>・文部科学省スポーツ・青少年局が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。</p> <p>【試験項目】握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、 20mシャトルラン（往復持久走）、立ち幅とび</p> <p>・公益財団法人日本体育協会が定める運動適性テスト実施要項に基づき、一定の基準を満たすか否かについて実施する。</p> <p>【試験項目】腕立伏臥腕屈伸</p>			
	人物試験Ⅱ	20点	社会性、積極性、表現力等について集団面接を行う。			
第3次試験	第1次試験日に実施					
	論文試験	20点	<p>理解力、思考力、構成力、表現力等について文章による試験を行う。</p> <p>【試験時間】90分</p>			
	第2次試験日に実施					
	人物試験Ⅰ	—	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かについて検査を行う。			
	人物試験Ⅱ	50点	社会性、積極性、表現力について個別面接を行う。			
	身体検査（2回目）	—	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う（検査項目別掲2）。			
	資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査を行う。			

- (1) 論文試験は第1次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。  
 なお、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
- (2) 人物試験Ⅰは第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ判定する。
- (3) 資格・技能（第1次試験で加点対象とされた武道・英語の資格等（別掲1）は除く。）、スポーツ大会出場歴については、第3次試験の人物試験Ⅱ（個別面接）の際に加点要素とする。
- (4) 第1次試験合格者は、教養試験及び資格加点の合計得点の高い順、第2次試験合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験及び

第3次試験の合計得点の高い順に決定する。

- (5) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が高同点の者がいた場合には、次の順序に従って最終合格者を決定する。
- ア 第3次試験・人物試験Ⅱ（個別面接）の得点の上位者
  - イ 第2次試験・人物試験Ⅱ（集団面接）の得点の上位者
  - ウ 第1次試験の合計得点の上位者

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

第1次試験合格者発表 平成27年5月15日（金）  
 第2次試験合格者発表 平成27年6月5日（金）  
 最終合格者発表 平成27年7月24日（金）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、大学卒の場合約213,000円（平成27年4月1日現在）である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- (1) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (3) 詳細は、「平成27年度山梨県警察官A採用試験（第1回）案内」による。

別掲1 資格加点

(1) 加点の対象となる資格等

職種	区分	加点対象資格等
警察官A（男性） 警察官A（女性）	武道	①柔道 2段以上（公益財団法人講道館認定） ②剣道 2段以上（一般財団法人全日本剣道連盟認定）
	英語	①実用英語技能検定 2級以上 ②TOEIC 470点以上 ③TOEFL PBT 460点以上 CBT 140点以上 iBT 48点以上 ④国際連合公用語英語検定 C級以上

(2) 加点の方法

武道及び英語のそれぞれの区分において、加点対象資格等を有している受験者の該当資格等について、それを証明する書類（原本及び写し）により確認のうえ、第1次試験得点に一律に加点する。

なお、加点対象資格等は、申込書提出時まで取得済みのものに限り、第1次試験日に当該資格等について、原本による確認及び原本の写しを提出できないものについては加点しない。

(3) 資格等の確認書類

区分	加対象資格等	確認書類 (原本及び原本の写し)
武道	柔道	公益財団法人講道館が発行する柔道段位証書等
	剣道	一般財団法人全日本剣道連盟が発行する剣道段位証書等
英語	実用英語技能検定	公益財団法人日本英語検定協会が発行する実用英語技能検定合格証書又は合格証明書等
	TOEIC	一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が発行するTOEIC公式認定証等
	TOEFL	ETS (Educational Testing Service)が発行するOfficial Score Report等
	国際連合公用語英語検定	公益財団法人日本国際連合協会が発行する国際連合公用語英語検定認定証又は合格証明書等

別掲2 身体検査項目及び基準

検査項目	基準	
	警察官A (男性)	警察官A (女性)
(1回目) 身体検査 身長 体重 胸囲 関節及び五指の運動	160 cm以上であること。 47 kg以上であること。 78 cm以上であること。 職務遂行上支障がないこと。	150 cm以上であること。 43 kg以上であること。 職務遂行上支障がないこと。
(2回目) 身体検査	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。
	色覚	職務遂行上支障がないこと。
	聴力	正常であること。
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。